

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年四月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

<p>松伏春日部関宿線</p>	<p>路線名</p>
<p>春日部市上柳一番地先から 同市上柳十四番五号地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十一年三月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十一年四月二日 付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号 で告示した道路予定区域の一部の供用開始である。</p>	<p>備考</p>